

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		電線共同溝の占用の許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡の承認	
根拠条例・規則名		電線共同溝の整備等に関する特別措置法	
条 項		第 1 5 条 第 1 項	
所 管 部 課		建設局 土木部 土木総務課 (電話:048-829-1486)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	処分実績がなく、設定が困難である。	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定	平成 年 月 日最終改正
備 考			